

平成 30 年第 8 回農業委員会総会議事録

平成 30 年 8 月 1 日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 平成 30 年 8 月 1 日 (水)

午後 3 時 0 分開会

2. 場 所 第四庁舎 9 階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第 50 号 農地法第 3 条許可について

議案第 51 号 農地法第 4 条許可について

議案第 52 号 農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について

議案第 53 号 農地法第 5 条許可について

議案第 54 号 非農地証明について

議案第 55 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 56 号 農地利用最適化推進委員の決定について

[報 告]

報告第 46 号 専決処分の報告について (農地法第 4 条第 1 項第 7 号)

報告第 47 号 専決処分の報告について (農地法第 5 条第 1 項第 6 号)

報告第 48 号 専決処分の報告について (農地法第 4 条第 1 項本文)

報告第 49 号 専決処分の報告について (農地法第 5 条第 1 項本文)

報告第 50 号 申請の取り下げ・許可書等の返戻について

報告第 51 号 相続等による権利移動について (農地法第 3 条の 3)

4. 出席委員

1番	日高隆志	2番	岡武義	3番	久保田章生
4番	井野義美	5番	鬼塚健太	6番	川越定光
7番	松元明彦	8番	川崎和久	9番	松田実
10番	長友紘子	12番	川越正彦	13番	茜ヶ久保加代
14番	持原義信	15番	小倉俊博	16番	片上英行
17番	比恵島章之	18番	川越達也	19番	秋山広美
20番	前田峰子	21番	中村和寛	22番	外蘭香
23番	井田勝美	24番	小玉利光		

5. 欠席委員

11番 川崎正信

6. 事務局出席者

局 長	小八重 和 久	副主幹兼農地調整係長	矢 野 勇 一
次 長	日 高 国 弘	農地調整係主任主事	岡 本 妙
次長補佐兼総務係長	小 谷 健 二	農地調整係主任主事	押 川 恭 範
総務係主事	平 下 拓 実		

7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 松田 実 

委員 久保田 章生 

委員 中村 和寛 

午後 3 時 0 分開会

○議長（松田） これより平成 30 年第 8 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、11 番川崎正信委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、3 番久保田章生委員、21 番中村和寛委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（日高） まず、本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。議案につきましては、特別な事情がない限り、これまでどおり 1 ページごとの審議をお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面をごらんください。

本日は 7 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 50 号農地法第 3 条許可については 15 件、議案第 51 号農地法第 4 条許可については 3 件、議案第 52 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更については 1 件、議案第 53 号農地法第 5 条許可については 22 件、議案第 54 号非農地証明については 3 件、議案第 55 号農用地利用集積計画の決定については 114 件、議案第 56 号農地利用最適化推進委員の決定については 1 件、以上、審議件数は 159 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地の集積面積は、26 万 5,127 平方メートルでございます。そのうち、委員のかかわりによる農地の集積面積は、22 万 147 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） これより議案審議に入ります。

議案第 50 号農地法第 3 条許可について、1 ページから 2 ページの 110 番までを議題とします。

○事務局（岡本） 農地法第 3 条許可について説明します。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可

基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、2名の認定農業者が、基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。

そのうち、1ページの110番が、基盤強化法と3条とを検討し、受人が3条による手続を選択した案件、4ページの121番が、設定する権利が「その他の使用収益権」であったため、基盤強化法での手続ができず、3条で申請を行った案件です。121番につきましては、4ページの審議の際に詳しく説明させていただきます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページから3ページの114番までを議題とします。

○事務局（岡本） 番号112番をごらんください。

本案件は、新規就農法人による申請です。受人は有料老人ホームの経営や介護事業を行う法人であり、申請地の隣接地に有料老人ホーム及びデイサービスの施設が建っています。施設の入居者・利用者に農業経験者が多いことから、リハビリ活動の一環として農作業を行いたいと考えました。申請地では、ネギ、キュウリ、山茱萸、トウモロコシ、芋などを栽培する予定であり、将来的に出荷も目指していく計画です。また、受人の耕作面積がゼロ平方メートルとなっておりますが、今回の申請で受人の総経営面積が5,138平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程させていただいております。

なお、本案件は、解除条件付きで農地を賃貸借する申請でもあります。通常、法人が農地を買ったり借りたりする場合、農地所有適格法人としてさまざまな要件を満た

さなければいけません。ただし、農地所有適格法人でなくても例外的に農地を借りる許可を出す規定があり、その場合、農地を適正に利用しない場合はすぐに貸借契約を解除して農地を返却する、などの条件付きでの許可となります。

この解除条件付貸借許可の場合、下限面積要件等に加え、契約解除についての条件が契約書に書かれていることや、地域での役割分担を行うこと、役員などに1名以上農作業に常時従事する者がいること、などの要件があります。本案件は、法人が下限面積等の各要件を満たしており、地域での役割分担として、水路清掃や除草作業、営農に関する会議への参加等を確認しており、法第3条の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程させていただいております。

次に、番号113番をごらんください。

本案件は、受人の耕作面積が2,457.3平方メートルとなっておりますが、今回の申請で受人の総経営面積が4万2,983.3平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程させていただいております。

同様の案件が、114、115、116、117、118、119、120番にございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページから4ページの118番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページを議題とします。

○事務局（岡本） 番号121番をごらんください。

本案件は、「その他の使用収益権」を設定する申請です。通常、農地を売買・貸し借りする場合、所有権、賃貸借権、使用貸借権、地上権など、法律が名前をつけて規定している権利を使って申請を行います。ですが、これらの権利に当てはまらない権利を独自に設定したい場合、契約自由の原則により、渡人と受人との間で自由に契約を締結し、農業委員会へ「その他の使用収益権設定」として許可申請することもできます。

本案件は、「割賦売買契約に基づく使用収益権設定」の申請です。これは、まず公社と受人とで土地の売買についての契約を結び、受人が売買代金を分割して支払い、その間、農地を耕作する権利を持ちますが、実際の所有権移転は売買代金の完済後に行わないという権利設定です。

本案件では、まず受人が平成30年7月31日までに手付金及び内入金を支払い、その後、平成30年12月から平成34年12月までの約5年間、毎年69万9,360円の年賦金を支払いながら耕作するという契約内容となっております。

通常、農業振興公社が農地を売り渡す場合は、農業経営基盤強化促進法による利用集積計画決定を行います。ですが、基盤強化法には、このような所有権や貸借権に当てはまらない「その他の使用収益権」の設定を行う規定がありません。そのため、今回は農地法3条での申請となっております。

また、通常の賃貸借権との違いについて説明しますと、公社と受人とが結ぶ契約の中に、契約解除についての規定があります。例えば、受人が3カ月以上年賦金を払わない、または受人が破産した、など5つの事項のいずれかに該当した場合、公社が直ちに契約を解除し、農地の明け渡しを請求できるという規定です。通常の賃貸借契約であれば、土地の所有者が一方的に解約をする場合は、農業委員会で審議の上、県知事の許可がなければ解約できないというふうになっておりますので、この点が通常の賃貸借権とは大きく違うところです。

なお、5年後、売買代金の支払いを完了した後には、改めて農地法第3条の許可を

受けて所有権移転を行うこととなっております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第 51 号農地法第 4 条許可について、5 ページを議題とします。

○事務局（押川） 農地法第 4 条許可について説明いたします。

農地法第 4 条許可につきましては、法第 4 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号 33 をごらんください。

申請人は、佐土原町下田島在住の農家です。申請地は、佐土原町下田島にある日向大橋の南詰から東に約 900 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を農業用倉庫の敷地の一部として利用していたことから、追認申請に及んだもので、一体利用している宅地との全体面積は 981.25 平方メートルとなっております。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「農業用施設に供する場合」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、農地と接する部分については土留めを設置することから、周辺農地への影響はないものと思われまゝす。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、今回、議案として上程しております。

なお、番号 35 の申請についても、同様の追認案件でございますが、始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

次に、番号 34 をごらんください。

申請人は、高岡町五町在住の農家です。申請地は、高岡町内山地区の新田交差点付近にある土地です。本案件は、申請地に「農家住宅」を整備したく申請に及んでおります。申請地は、過去に土地改良事業の対象となっており、農地区分は「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しております。申請地の周囲は直接農地とは接しておらず、また雨水は道路側溝へ放流、生活排水は合併浄化槽にて処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○22 番（外園委員） 34 番のことでちょっとお聞きしたいんですが、私も担当委員ということで、職員の方と現地調査をさせていただきました。今説明があったように、登記簿に換地処分がしてあるということで、現地調査の日には、保留というようなことで、県の当局にも調整しながら調べてみるということでした。翌日、事務局から連絡がありました。先ほど説明があったように、不許可の例外である集落接続ということで、受付できるということで説明があったわけなんですけど、実はこの前、26 日に高岡の地区別連絡会でこのことが話に出まして、よく「不許可の例外である集落接続」ということで、説明をいつもされますが、どこらがどのくらいで集落接続ということになるのか、なかなか一般、我々にもわかりにくいところがある。ここは河川改修もあったり県道もできたりということで、内山地区の中心部でもあるものですから、かなり注目もされているところがあります。地域に対する説明もありますから、集落接続の意味を再度教えていただきたいということが 1 点です。

もう 1 点は、実は数年前に、ここより集落のほうに近い地域、この土地のちょっと西側なんですけど、ここに農産物販売所をつくりたいという方が居られて、事務局が新庁舎に移ってから、窓口で相談に来られたことがあったと思います。そのときは余り好意的な意見が出なかったということで断念されました。そのときは不許可というか、難しいということだったんですけども、今回は不許可の例外に該当するということで、基準が、ちょっとわかりにくいところがありますので、そういうところを含めて

詳しい説明をいただきたいと思います。

○事務局（押川） 本案件につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、土地改良事業が入っている農地になっておりますので、農地法上は第1種農地と判断されまして、第1種農地については原則不許可ということになっております。ただし、第1種農地だからといって、あらゆる転用行為を規制してしまうと、支障が出る部分もございますので、転用事業の内容によっては不許可の例外規定が設けられているところがございます。今回、不許可の例外として該当する部分が、先ほど説明したとおり、集落接続ということになっております。

集落接続については、法令上は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の場合については不許可の例外に該当するということになっておりまして、ここで言う「集落」とは、「相当数の家屋が連たんして集合している区域」のことを指しております。法令上はこのような言葉だけで書いているものですから、実際これがどういうふうな、このぐらい家屋数があれば大丈夫であるとか、そういった詳細な基準がないものですから、常々皆さんと現地調査した上で該当するか否かの判断をしているというような状況になっておりまして、まずは集落があるかどうかというのを確認した上で、あとは集落に接続しているかどうかということが一番の大きなポイントになってきます。

法令上は、「集落に接続して」というところは、基本的に「既存の集落と間隔を置かないで接する状態」のことを指しております。ですから、家が連たんしてある区域の中で、間に家以外の土地、農地があって、その横に家を建てるといようなことは、原則、法令上はできないということにはなっているんですけども、それについても、その集落、実際の地域の土地利用状況を勘案した上で周辺の土地の農業上の利用に支障がないと認められるような場合には、集落接続と判断して差し支えないということになっております。今回は現地調査の上、家を建てようとしているところのすぐそこまで集落が実際に来ているような状況がありましたので、事務局が確認した結果を再度、県とも確認し、集落接続と判断しています。農地法の転用許可については、県から権限移譲を受けて事務をやっているということもございますので、県下統一した判断

も必要ということで、県当局とも確認した上で、今回の案件については集落接続に該当するというので今回議案として上程させていただいている状況になっております。

先ほどもう1点言われました農産物の販売所ですが、実際今回の案件の近くのところでお話があったということだったんですけども、どこら辺で希望されているとか、詳しいお話を聞かないと、不許可の例外に該当するのか否かという判断が難しいと思っておりますので、実際また具体的な計画があるのであれば、御確認させていただければ、転用できる・できないのお話ができると思っております。以上です。

○22番（外菌委員） わかったような、わからないような話であったんですが、一番大事なのは、私も農業委員として活動させていただいて、やっぱり地域に説明がしっかりできないといけないんです。

だから、あの人の案件は通って、あの人の案件は通らないというのが一番困るものですから、今回も実は、対象農地の前所有者の方と、以前、農産物販売所の相談に来た方と、両方ともお話をしたんですが、まず前所有者の方は昨年4月に売買されており、直近の売買価格からすると破格の値段で、3条で売買されております。当然、田んぼを耕作するものだと思っていたという話をされていたんですが、それも所有者が変われば当然変わるわけです。

それと、以前、相談された農産物販売所をつくりたいという方も販売所の希望地が今回の案件よりも集落側に近いこともあり、驚かれています、そこ辺の疑問なりは、集落内、地区内に話が通っていますので、話の最初に戻りますが、私も地域にしっかり説明しないとイケない立場にあります。高岡の中でも議論になったのは、集落接続という言葉で何もかも通してしまうけど、今後そこ辺はもう少し慎重に判断しないとイケないところもあるのかなという話が出ました。今の説明だけでは、さっき図面も見せてもらったんですけど、文書に書いてあるだけだから、ちょっとわかりにくいところがありましたので、どうかそこ辺の配慮を今後よろしくお願ひしたいと思います。もしよければ補足の説明をお願いします。

○事務局（矢野） 2点目の質問の直売所というのがどういった性格の施設になるのか、第1種農地の不許可の例外、集落接続で許可が可能な案件なのかどうかについて、また御相談なりあったときには、慎重に検討して御回答をしたいと思っております。

以前の回答が間違っていたかどうかについては、正しい回答はしていると思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 賛成多数により、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 52 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について、6 ページを議題とします。

○事務局（押川） 事業計画変更について説明いたします。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者にかわって転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされております。計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、番号 7 をごらんください。

申請人は、宮崎市大字瓜生野に本拠を置く不動産業などを行う法人です。本案件は、申請人が管理する土地に、東九州自動車道建設工事に伴う建設発生土を受け入れ、埋め立て工事を行うため、申請地を埋立地に行くための仮設道路や仮設倉庫、資材置場、駐車場として一時利用するため農地法第 5 条の許可申請が行われ、平成 30 年 5 月 1 日開催の第 5 回宮崎市農業委員会総会での審議を経て、平成 30 年 5 月 16 日に許可を受けた案件の変更申請となっております。

本日、お手元に「農地法第 5 条許可資料」を配付しております。資料の 1 ページに位置図を、2 ページ、3 ページに概要図を、4 ページ、5 ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照ください。

申請地は、1 ページの位置図のとおり、フェニックスカントリークラブから西に約

650メートルの場所に位置する土地です。2ページ、3ページに概要図を載せておりますが、当初2ページのとおり許可を受けておりましたが、3ページのとおり、大字塩路634番1につきまして、所有者から賃貸借契約を解除したい旨の申出があったことから、今回、隣接地の大字塩路633番1の土地について、所有者と貸借の協議が整ったことから、5ページの土地利用計画図のとおり、仮設道路などとして利用するため、申請地を変えて変更申請が行われております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い小集団の農地で「第2種農地」です。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、隣接農地との境界から2メートル程度を安全帯として設け、車両や重機の通行を禁止し、雨水は地下浸透及び水路へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。

なお、現場は、既に変更後の計画のとおり仮設道路などとして利用されておりますが、始末書の提出を受け、その他の許可基準も充足していることから、今回議案として上程しております。

また、転用申請につきましては、7ページの議案第53号146番で、別途議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第53号農地法第5条許可について、7ページを議題とします。

○事務局（押川） 農地法第5条許可について説明いたします。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であり、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、

一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について御説明いたします。

番号 146 をごらんください。

こちらは、先ほど御審議いただきました 6 ページの議案第 52 号 7 番の事業計画変更申請に係る転用申請になっております。

続きまして、番号 147 をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字芳士在住の農家、受人は宮崎市大字塩路に本拠を置く土木工事業などを行う法人です。申請地は、市民の森公園から北西に約 500 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を宮崎市発注の道路改良工事の「現場事務所及び露天資材置場」として一時利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、農業振興地域の「農用地区域内」にありますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、現状のまま利用し、新たな造成は行わず、雨水は地下浸透にて処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

なお、番号 148 につきましても、同様の「農用地区域内」で「一時転用」に該当しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○21 番（中村委員） 一時転用のことで、今まで市の発注とかそういう工事でよく「始末書付」というのが出てきているんですけども、市の発注とかその契約の中では、最初にこういうものの提出というのはいないんですか。今までの中でも大分覚え切れないうらい出ていると思うんですが。

○事務局（押川） ただいまの御質問につきましては、今回議案として上程させていただいている案件で説明すると、7月11日から17日を受付期間といたしまして、そこで申請が上がったものを8月1日の総会に諮っています。今回御審議いただいたも

のについて、8月の中ごろ過ぎ、大体20日前後になるんですが、許可書を交付するという流れになっております。申請から許可までに1ヶ月以上ようすることから工期の関係で、どうしても間に合わないということで、事前に資材置場として使われるケースが多々発生しております。当然、工期に間に合うように、転用申請が行われるケースもありますし、逆にずっと何もしないまま、工事の終盤になって転用申請が行われるというケースもあります。なお、今年度中に市の工事の発注部局を通じて、業者に、資材置場として農地を使用する場合の許可手続等について、再度周知を図りたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、8ページを議題とします。

○事務局（押川） 番号149をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字生目在住の農家、受人は延岡市大貫町3丁目在住の個人2名です。申請地は、生目台西小学校から北に約800メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に「一般個人住宅」を整備したく申請に及んでおります。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しております。申請地の周囲は農地と接しておりますが、雨水は道路側溝へ放流、生活排水は公共下水道にて処理、また周囲にはブロック塀を設置し土砂の流出を防止することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

なお、番号151も同様の「第1種農地」で「集落接続」に該当しております。

次に、番号150をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字本郷南方在住の農家3名、受人は宮崎市上下水道局です。申請地は、国富小学校から東に約200メートルの場所に位置する土地です。

本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を雨水幹線整備工事の「現場事務所、露天資材置場、露天駐車場及び仮設道路」として一時利用していたことから、追認申請に及んだものです。

通常、公共工事における資材置場などとして使用するための一時転用につきましては、工事の受注者である土木工事業者などによって転用申請が行われますが、本案件では、土地の貸し借りにつきまして、宮崎市上下水道局が所有者と直接契約していることから、上下水道局により申請が行われております。

申請地の農地区分は、農業振興地域の「農用地区域内」にありますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、現状のまま利用し、新たな造成は行わず、雨水は地下浸透にて処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10ページを議題とします。

○事務局（押川） 番号159をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市田野町在住の農家、受人は宮崎市大字田吉在住の個人です。申請地は、宮崎市立田野病院から西に約 200 メートルの場所に位置する、田野都市計画事業南原土地区画整理事業の施行区域内にある土地です。本案件は、申請地に「一般個人住宅」を整備したく申請に及んでおります。申請地の農地区分は、土地区画整理事業の施行区域内であり、「第 3 種農地」になります。申請地の周囲は一部農地と接してありますが、雨水は道路側溝へ放流、生活排水は公共下水道に接続して処理、また周囲にはブロックを設置し土砂の流出を防止することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。

なお、申請面積につきまして、土地区画整理事業による換地後の面積が 596 平方メートルとなっており、個人住宅転用制限面積のおおむね 500 平方メートルを越えますが、こちらにつきましては、土地区画整理事業により当該面積で換地を受けていること、許可基準を満たすため分筆した場合でも、分筆後の残地面積では農地としての使用が困難であることなどから、この面積でやむを得ないと判断したものです。その他の許可基準も満たしていることから、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 54 号非農地証明について、13 ページを議題とします。

○事務局(矢野) 議案第 54 号非農地証明について説明いたします。

非農地証明につきましては、登記地目が農地で非農地化していることを証明するものです。

番号 38 につきましては、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であり、このことは、固定資産税の課税台帳により、当該地に建築されている堆肥舎の建築年を確認したほか、昭和 22 年に撮影された国土地理院発行の航空写真により、当該地に建築物が存在していたことを確認しております。

番号 39、40 につきましては、いずれも 10 年以上耕作放棄され、将来的にも農地としての利用が困難な土地でございます。

以上 3 件の証明願の案件につきましては、7 月 19 日に地元農業委員と現地調査を行った結果、いずれも申請どおり現況が農地でないと判断したところでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ承認することに決しました。

次の議案に入ります前に、私自身の同居の親族にかかわる案件がございますので、議案第 55 号農用地利用集積計画の決定については、会長代理の川越正彦委員に議長を

お願いいたします。

○議長（川越代理） 議長を務めさせていただきます川越です。よろしくお願い申し上げます。

議案第 55 号農用地利用集積計画の決定について、14 ページから 64 ページまでの利用権設定分を議題とします。

本人及び同居の親族にかかわる案件がございますので、井野義美委員、松田実委員、片上英行委員の退室を求めます。

（4 番井野義美委員、9 番松田実委員、16 番片上英行委員退室）

○事務局（平下） 議案第 55 号農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

利用権設定につきましては、14 ページの番号 20 番から 64 ページの番号 640 番までの 92 件でございます。

内訳といたしましては、中間管理権による賃借が 5 件、使用貸借権の再設定が 4 件、新規設定が 52 件、賃借権の再設定が 11 件、新規設定が 13 件、中間管理の特例事業による賃借が 2 件となっております。また、60 ページの 634 番から 62 ページの 638 番までの 5 件は、宮崎中央農業協同組合が行う農地利利用集積円滑化事業により転貸するものでございます。

次に、62 ページの番号 639 番から 64 ページの 640 番の 2 件に関しましては、農地中間管理機構が行います特例事業によるもので、後ほど説明いたします 76 ページの番号 661 番から 78 ページの 662 番により、農地中間管理機構である公益社団法人宮崎県農業振興公社が農地を買い受け、買い手候補者に最長 4 年 10 カ月、農地を貸し付けた後に農地を売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（川越代理） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越代理） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越代理) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

井野義美委員、松田実委員、片上英行委員の入室を求めます。

(4番井野義美委員、9番松田実委員、16番片上英行委員入室)

○議長(川越代理) 次に、65ページから78ページの所有権移転分を議題とします。

○事務局(平下) 農用地利用集積計画の申出のうち所有権移転につきましては、65ページの番号641番から78ページの番号662番までの22件でございます。

また、76ページの番号661番及び77ページの662番に関しましては、先ほど説明いたしました62ページの番号639番から64ページの640番と関連し、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受け、一時貸し付けの後に売り渡す農地中間管理事業の特例事業によるものであり、75ページの659番及び660番は、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受け、農地の一時貸し付けが終わり売り渡す農地保有合理化事業によるものでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長(川越代理) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越代理) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越代理) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

議長を会長へお返しいたします。

○議長(松田) 議事を続けます。

議案第56号農地利利用最適化推進委員の決定について、80ページを議題とします。

○事務局(小谷) 議案第56号農地利利用最適化推進委員の決定について御説明いたします。

平成30年4月に、赤江地区におきまして農地利利用最適化推進委員に欠員が生じたため、補欠委員の候補者を平成30年6月6日から平成30年7月6日の1カ月間で公

募を行いましたところ、1名の推薦がありました。

お手元の議案書81ページ、別冊をごらんください。農地利用最適化推進委員候補者の個別票となっております。

被推薦者は、日高尚泰58歳男性で、赤江地区で専業農家として施設花卉、デルフィニウムを主として営農しております。また、認定農業者ともなっておられます。

次に、推薦者は、赤江農事実行組合長会からの団体推薦となっております。

なお、この候補者につきましては、宮崎市農地利用最適化推進委員選考委員会で審議し、選考委員長より選考結果の報告がございましたので、今回、赤江地区の農地利用最適化推進委員候補者として上程しております。

説明は以上です。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、決定することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（日高） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面をごらんください。

報告第46号は、農地法第4条第1項第7号に係る専決処分の報告でございまして、その数3件でございます。

報告第47号は、農地法第5条第1項第6号に係る専決処分の報告でございまして、その数22件でございます。

報告第48号は、農地法第4条第1項本文に係る専決処分の報告でございまして、その数4件でございます。

報告第49号は、農地法第5条第1項本文に係る専決処分の報告でございまして、その数21件でございます。

報告第50号は、申請の取り下げ・許可書等の返戻についてございまして、その数2件でございます。

報告第51号は、相続等による権利移動についてございまして、その数7件でございます。

なお、報告第46号、第47号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

報告第48号、第49号につきましては、第6回及び第7回総会において承認され、会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、平成30年第8回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時5分閉会